

被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、購入した設備を目的外使用及び補助対象事業費の一部が対象外

1件 不当金額 1582万円

1 補助事業の概要

被災事業者自立支援事業費補助金は、被災地域における働く場の創出等のまち機能の早期回復に向けて、原子力災害によって被災した原子力被災事業者の事業・生業の再建等を支援することを目的として、経済産業省が福島県に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した県は、この基金を取り崩して、原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村において事業再開等を行う原子力被災事業者等に対して、施設・設備の整備等に係る経費の一部を補助するために、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金(以下「基金補助金」)を交付している(基金補助金の交付を受けて原子力被災事業者が実施する事業を「基金補助事業」、基金補助事業を実施する原子力被災事業者を「基金補助事業者」)。

同省は、事業主体が12市町村内で事業再開等を行うために基金補助事業により購入した車両を12市町村外に所在する事業所において管理又は使用する場合には、当該車両は基金補助事業の目的を達成するための事業の用に供されることにならないため、補助の対象とはならないとしている。また、交付要綱等によれば、基金補助事業者は、基金補助事業により取得した財産を、知事が定めた処分制限期間内に基金補助金の交付の目的に反して使用等する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。

有限会社横山物産は、平成28年度に、12市町村内に所在する南相馬営業所において事業再開等を行うとして、10tダンプトラック2台等を導入する基金補助事業を事業費計2678万円(基金補助対象事業費計2655万円)で実施したとする実績報告書を県に提出して、基金補助金1991万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。また、会社は、令和2年度に、南相馬営業所において13t大型トラック等を購入して事業の用に供する基金補助事業を事業費計2790万円(基金補助対象事業費計2681万円)で実施したとする実績報告書を県に提出して、基金補助金2011万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

2 検査の結果

会社は、平成28年度に導入した10tダンプトラック2台について、前記の承認を受けずに、処分制限期間内である31年1月に12市町村外の福島営業所に使用の本拠を変更して、基金補助金の交付の目的に反して使用していた。また、会社は、令和2年度に購入した13t大型トラックについて、購入当初から12市町村外の福島営業所において使用していて、南相馬営業所において事業再開等を行うための事業に供しておらず、その購入に係る経費については補助の対象とならないのに、これを補助対象経費に含めていた。

したがって、基金補助金の交付の目的に反して使用されていた10tダンプトラック2台の残存簿価相当額488万円に係る取り崩された基金366万円(国庫補助金相当額同額)及び補助の対象とはならない13t大型トラックを購入して事業の用に供するための基金補助対象事業費1621万円に係る取り崩された基金1216万円(国庫補助金相当額同額)、計1582万円の使用が適切でなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 (補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額
経済産業省	福島県	有限会社横山物産 〈福島県双葉郡浪江町〉 (事業主体)	被災事業者自立支援	平成28、 令和2	円 5468万 (5337万)	円 4002万	円 2109万	円 1582万